**平成２５年（フ）第８３号**
川崎市中原区下新城２丁目１番41―403号
債務者　池田　　貴
1　決定年月日時　平成25年４月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月４日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２５年（フ）第８４号**
川崎市中原区上小田中７丁目14番10―204号
債務者　長嶋　郁弥
1　決定年月日時　平成25年４月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月４日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２５年（フ）第９４号**
川崎市川崎区日ノ出１丁目１番７号
債務者　町田久美子
1　決定年月日時　平成25年４月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月４日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２５年（フ）第１０８号**
川崎市川崎区小田４丁目31番11号　小林ハイツ101、前住所川崎市川崎区小田５丁目10番７号　治美ビル107
債務者　小枝　優子（旧姓村越）
1　決定年月日時　平成25年４月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月４日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２５年（フ）第４６３号**
横浜市中区扇町４丁目11番地３　第一西村ビル3032号室
債務者　鈴木　明弘
1　決定年月日時　平成25年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

## 破産手続終結

**平成２２年（フ）第７５号**
石川県七尾市石崎町香島１丁目131番地
破産者　有限会社西崎工務店
1　決定年月日　平成25年４月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
金沢地方裁判所七尾支部

## 破産手続終結及び免責許可決定

**平成２４年（フ）第１９１号**
富山市中島２丁目１番11号
破産者　川崎　麻美
1　決定年月日　平成25年４月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

**平成２４年（フ）第２０９号**
富山市新庄町４丁目７番16号
破産者　上野板金こと　上野　　博
1　決定年月日　平成25年４月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

**平成２４年（フ）第６３号**
岡山県美作市真加部445番地
破産者　西田　保利
1　決定年月日　平成25年４月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

**平成２４年（フ）第１０８号**
茨城県坂東市岩井3282番地
破産者　中村　政人
1　決定年月日　平成25年４月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

**平成２４年（フ）第２１８号**
富山市草島17番地
破産者　髙島　精二
1　決定年月日　平成25年４月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

**平成２４年（フ）第８０号**
福井市上北野１丁目20番３号、旧住所福井県丹生郡越前町江波第128号60番地
破産者　北川　義弘
1　決定年月日　平成25年４月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

**平成２４年（フ）第１６５２号**
横浜市青葉区しらとり台61番地10
破産者　岩見　祐之
1　決定年月日　平成25年４月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第２０１２号**
横浜市南区吉野町２丁目４番地２　ライオンズプラザ吉野町駅前404号、開始決定時の住所横浜市中区根岸町３丁目186番地１　マートルコート横浜根岸107号室
破産者　吉村　　崇
1　決定年月日　平成25年４月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第２５６０号**
横浜市港南区野庭町74番地１　メルヴェーユ上永谷1005
破産者　網中　智子
1　決定年月日　平成25年４月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第７６号**
新潟県阿賀野市久保1409番地１、開始決定時の住所新潟県阿賀野市保田7496番地２
破産者　板屋越玉雄
1　決定年月日　平成25年４月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部